

朝倉市地域強靱化計画策定支援業務委託

仕 様 書

令和2年1月

福岡県 朝倉市

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、朝倉市（以下、「発注者」という。）が委託する朝倉市地域強靱化計画策定業務（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下、「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

第2条 (目的)

本業務は、朝倉市が計画している地域強靱化計画（以下「計画」という。）の策定に関して、本市が抱えるリスクを明確化するとともに、脆弱性を評価することで今後本市としての対応方策を検討し、強くしなやかな地域づくりの方向性を明確化することを目的に実施するものである。

特に、平成29年7月5日に発生した「平成29年7月九州北部豪雨」の経験などを踏まえ、真に災害に強いまちづくりを推進するものである。

第3条 (業務実施計画)

受注者は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、業務実施計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者届及び照査技術者届け
(経歴書、資格登録書等)
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

第4条 (公的資格及び個人情報保護)

受注者は、本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざんの防止のため、関連法令、規定を遵守するほか、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、企業として下記の資格を有していることとし、受注者は業務着手時にその資格が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得ることとする。

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)」
- (2) 「品質管理マネジメントシステム (ISO9001)」

第5条 (技術者等の選任)

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、防災・減災等の計画策定及び空間情報データに精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。

なお、管理技術者及び照査技術者は、以下の条件を満たす技術者を配置しなければならない。

- (1) 管理技術者：技術士(総合技術監理部門：建設部門の選択科目に限る)の資格を有し、自治体における国土強靱化地域計画の策定実績を有する者とする。
- (2) 照査技術者：空間情報総括監理技術者の資格を有し、自治体における国土強靱化地域計画の策定実績を有する者とする。

第6条 （関係官公署への手続き）

本業務に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、発注者受注者協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

第7条 （損害賠償）

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第8条 （守秘義務）

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第9条 （成果品の瑕疵）

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

第10条 （成果品の帰属）

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくほかに公表、貸与又は使用してはならない。ただし、受注者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権についてはこの限りでない。

第11条 （成果品の検査・納品）

本業務の成果品について、受注者は、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品（中間成果品含む）の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第12条 （貸与資料）

発注者は、本業務で必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与された資料については、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分注意するものとする。また、複製した資料については、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第13条 （疑義）

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上決定するものとする。

第14条（業務工期）

本業務の工期は、契約日の翌日から令和3年3月31日までとする。

ただし、10月迄に素案作成、1月にパブリックコメントを本市が行い、修正を経て納品するものとする。なお、詳細については協議を行う。

第2章 業務概要

第15条（業務概要）

本業務の概要は以下のとおりとする。

注) 業務内容については、本計画策定に必要なと思われる事項を列記したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により仕様（事業内容）の修正、追加等を求める場合がある。

- (1) 計画準備
- (2) 資料の収集・整理
- (3) 強靱化の目標の設定
- (4) リスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- (5) 強靱化施策分野の設定
- (6) 脆弱性分析・評価、課題の検討
- (7) リスク対応方策の検討
- (8) 重点的に取り組むべき対応方策の検討
- (9) 計画の推進方策の検討（指標の設定等）
- (10) 庁内検討会議・外部識者会議支援
- (11) 計画の修正・とりまとめ
- (12) 業務報告書の作成
- (13) 打合せ協議

第3章 業務内容

第16条（計画準備）

受注者は、本業務の遂行にあたり、計画策定に必要な関連事項を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第17条（資料の収集・整理）

受注者は、本業務に必要な資料を収集・整理するものとする。なお、資料の改訂がなされた場合については、可能な限り反映するものとし、内容等については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

第18条（強靱化の目標の設定）

本業務により策定を目指す計画に関する「福岡県強靱化地域計画（以下、「県計画」という。）との整合を図りつつ、本市の現況を整理するとともに計画検討の方向性について目標や目指すべき将来像を設定するものとする。なお、目標の設定にあたっては、関連部署と連携を図るとともに、目指すべき将来像の設定にあたっては総合計画をはじめとする既計画との整合に配慮

したものとする。

第19条 （リスクシナリオ（最悪の事態）の設定）

県計画とも整合を図り、本市の地域特性を踏まえた大規模自然災害を特定して想定されるリスクを設定し、本市として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を検討するものとする。

第20条 （強靱化施策分野の設定）

リスクシナリオ(最悪の事態)を回避するために必要な施策について、地域の状況に応じて取り組むべき施策分野を設定するものとする。施策分野の設定にあたっては、県計画の内容と整合を図るものとする。

第21条 （脆弱性評価）

以上に基づき、本市の脆弱性の分析及び評価を検討するものとする。脆弱性の分析及び評価に際しては、県計画による脆弱性の分析及び評価や現状で把握できる既存データや既存施策の状況等を基本とする。検討にあたっては、可能な限り客観性を確保する観点から、定量的な根拠の整理に努めるものとする。

第22条 （リスク対応方策の検討）

脆弱性の評価結果に基づき、リスクシナリオごとの施策の方針整理及び施策分野ごとの方針整理を行うものとする。方針整理にあたっては、推進すべき施策の抽出及び抽出された施策の取組方針を検討するものとする。

検討にあたっては、庁内照会等により、情報収集及び調整した結果に基づき、整理を行うものとする。

第23条 （重点的に取り組むべき対応方策の検討）

以上の検討結果より、リスクシナリオのうち事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急度を考慮しつつ、国が定める国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプランとの調和や、朝倉市総合計画、朝倉市地域防災計画などとの整合に配慮して重点的に取り組むべき対応方策を検討するものとする。

第24条 （計画の推進方策の検討）

本計画の進捗状況を適切に管理するためPDCAサイクルの概念や本計画と関連計画の見直し方針について検討するものとする。また、計画に関わる関係機関等との連携が必要となる場合は、その方策について整理するものとする。

第25条 （庁内検討会議の支援）

庁内で構成する検討会議への参加、資料作成等を行うものとする。発注者が参加し支援を行う会議の回数は3回程度を想定するものとする。

第26条 (計画の修正・とりまとめ)

以上までの計画案について、発注者の各部等にて内容の確認・修正等を行い、受注者はそれらの内容を反映し、計画書及び概要版を作成するものとする。

第27条 (業務報告書の作成)

受注者は、前条までに検討・作成した資料を整理し、本業務の内容を業務報告書として取りまとめるものとする。

第28条 (打合せ協議)

打合せ協議については、業務着手時(1回)、業務中間時(2回)、業務完了時(1回)を想定しているが、業務の進捗状況に応じて適宜実施するものとする。

第4章 成果品

第29条 (成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 朝倉市地域強靱化計画 | 2部 (A4版、簡易製本) |
| (2) 朝倉市地域強靱化計画(概要版) | 2部 (A4版) |
| (2) 打合せ協議記録・業務実施計画書 | 1部 |
| (3) 業務報告書 | 1式 (A4版、簡易製本) |
| (4) 上記の電子データ(word/PDF) | 1式 (CD-R) |
| (5) その他関連資料 | 1式 |